

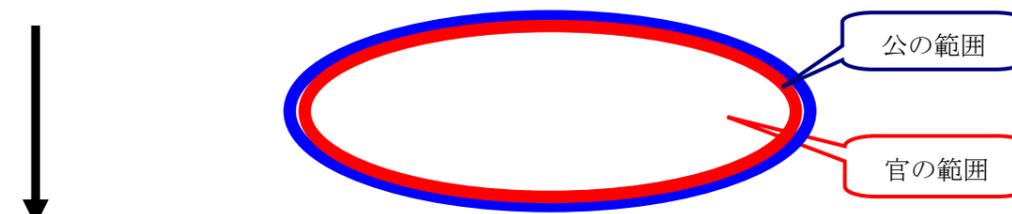
市民協働と行政改革の関係について

「行政改革」の対象となる範囲

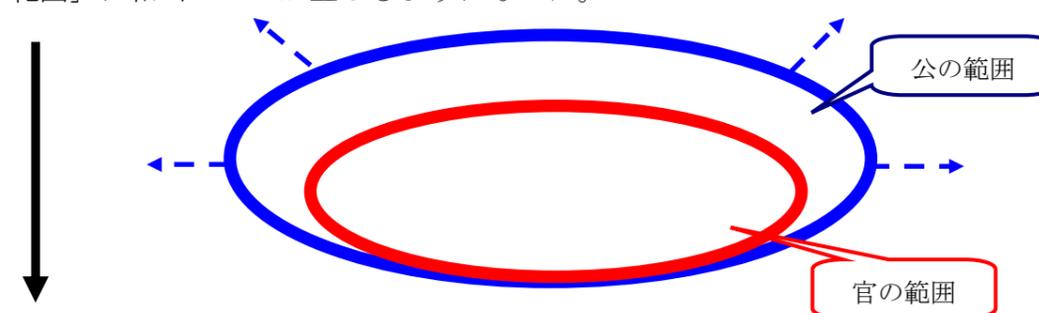
- 価値観や生活様式の多様化等に伴い、「公の範囲」が拡大する傾向にある。
- 「公の範囲」の拡大を受け、この範囲すべてを行政だけが担うことは、「自治体の運営はその自治体の住民の意思にもとづき、住民の参加によって行われるべき」という『住民自治』の視点から適切ではないと考えられる。また、「公の範囲」の拡大に比例して、行政自身も拡大しながらサービスを提供し続けることは、市民の費用負担（税）の増加という面からみても現実的ではないと考えられる。
- また、「公の範囲」では、都市の構成員である市民、地域団体、NPO（民間の非営利団体）、企業、教育機関等が成長し、課題解決に向けて、役割と責任を果たすようになっている。
- このように、複雑・多様化する市民ニーズに今後も的確に対応するためには、行政だけではなく、市民・地域・企業とともに考え、行動すること（市民との協働）が必要となっている。
- このような考え方のもとに、本市ではこれまで行政経営を進めてきたが、この「市民協働」という概念は厳しい社会環境に置かれた自治体にとって不可欠なものであることから、行政改革の主要なテーマとして、引き続き、取り組むこととする。

<参考>「公の範囲」と「官の範囲」の関係の変化

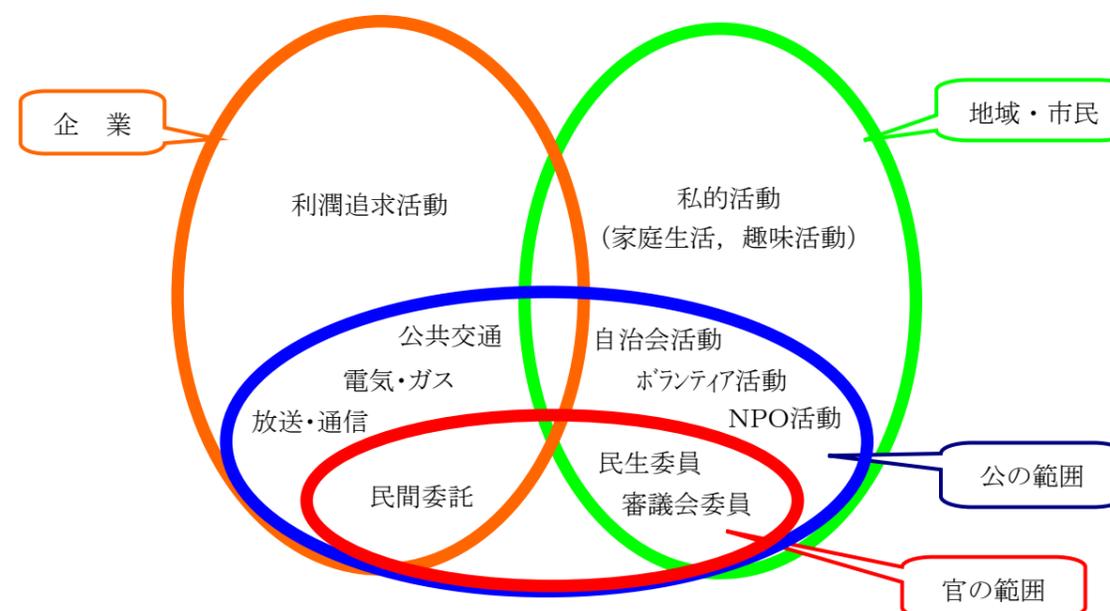
- かつては、「公の範囲（生活する上で必須であるが、一個人では解決・調達できないサービスの範囲）」と「官の範囲（行政がサービスを提供する範囲）」が一致していた。



- その後、市民ニーズが多様化して、「公の範囲」の範囲が拡大した結果、「公の範囲」と「官の範囲」に相当のズレが生じるようになった。



- 行政のみによるサービスの提供は、「住民自治の視点」から適切ではなく、また、質的・量的にも行政には限界があることから、「公の範囲」のうち、「官の範囲」を超えた部分を、意欲と能力を備えた企業や地域・市民が担うようになった。



（参考）総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」報告書（平成17年3月）